

雇用保険制度研究会（第8回）	資料2
令和5年4月26日	

## 補足資料

# 失業給付の運営比較(ドイツ、フランス、イギリス)

	ドイツ	フランス	イギリス
失業認定の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用が終了する3ヶ月前まで（急に離職可能性が判明した場合は3日以内）に、雇用エージェンシーに求職登録。この登録を怠ると、失業手当が支給停止される可能性がある。</li> <li>●求職者登録とは別途、失業手当を受給するためには失業者登録が必要。</li> <li>●雇用エージェンシーと求職者のカウンセリングにより、今後の取組内容や計画等を記載した統合協定（EGV）を締結。</li> <li>●失業手当を受給するために、統合協定（EGV）による雇用エージェンシーへの協力・報告が必要。雇用エージェンシーの求めに応じて本人の出頭、健康診断、心理検査等が必要になる場合がある。 ※失業給付を受けるためには、常時職業紹介所の紹介を受けられる状態（毎営業日、雇用エージェンシーから連絡が取れる状態）であることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用契約の終了から12ヶ月以内に、雇用局に求職者申請。</li> <li>●雇用局のアドバイザーとの初回面談時に、個別就職支援計画（PPAE）作成。</li> <li>●失業手当給付の認定のため、月1回、PPAEの更新（求職活動・訓練受講の記録更新）を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規申請者はオンラインまたは電話により申請、申請内容は雇用年金省へ送付。</li> <li>●雇用年金省が求職者手当の受給資格を確認し、申請者居住地域のジョブセンター・プラスに通知。</li> <li>●ジョブセンター・プラスは初回面談を設定、申請者に電話で連絡。</li> <li>●初回面談では、申請者の職業適性や保有資格・スキルなどをベースに、手当支給開始以降に定期的に行うべき求職活動等を設定する「受給者誓約」を作成、支給を決定。</li> <li>●受給者は主に2週間に1回、ジョブセンター・プラスに来所してアドバイザーとの面談を行う義務があり、受給者誓約に沿った求職活動を行っているか確認が行われる。</li> </ul>
オンライン化の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2017年制定のオンラインアクセス推進法に基づき、デジタル化が可能な行政サービスのオンライン化が進められている。 ※コロナ禍で、電話やメール、郵便等を用いた非接触型の処理が行われた。</li> <li>●求職者登録や失業認定に関する一連の流れ（登録・ガイダンス・カウンセリング予約・手当申請・支給）は、2022年1月1日以降、<b>オンライン機能付IDを活用してオンライン処理が選択可能に</b>。</li> <li>●求職登録の相談や人材紹介の面接はビデオ電話で実施することも可能。<b>失業後の初回相談は原則対面</b>だが、失業前4週間以内に同様のものを実施済みであれば不要。ただし、<b>雇用エージェンシーから要請がある場合、直接対面に応じる必要あり</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●失業保険の申請や認定手続におけるオンライン化を、2015年以降、本格的に推進。</li> <li>●<b>初回</b>の申請手続における個別就職支援計画（PPAE）作成のための<b>面談が対面（雇用局への物理的出席）</b>により行われる以外は、原則としてオンライン手続が可能。 2回目以降のアドバイザーとの面談は、雇用局のウェブサイトアクセスして<b>実施可能、月1回の個別支援計画（PPAE）更新もオンラインにより実施可能</b>。 ※コロナ禍の初期段階では<b>初回の面談</b>も含めてオンラインで行われたが、第1回目のロックダウン終了後から、サービスの質確保を目的として<b>対面での面談に戻された</b>。</li> <li>●学歴が低く、資格や技能を持たないため、長期失業者になる可能性が高い求職者の場合は定期的な対面での面談が行われているが、それ以外の求職者は面談も含めて原則オンラインにより手続を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●求職者手当の申請手続はオンライン化されているが、<b>失業認定については来所して対面による面談が原則</b>とされ、<b>オンライン化は行われていない</b>。</li> </ul> <p>※コロナ禍における一時的な対応として、来所による面談が免除され、電話を通じた面談が行われるとともに、受給者誓約の作成義務も停止された。 感染状況が改善されるにつれ、若者など相対的に支援を要する層から段階的に<b>来所による面談が再開</b>された。 受給者の積極的な求職活動の促進のために面談が有効であるとの考え方が根強いとみられる。</p>
拠点数・職員数（2016年）	雇用エージェンシー数： 766 職員数： 95,000人 （うち常勤： 82,800人） 失業給付受給者数:101.1万人(/月、2020年平均)	雇用局数： 1,040 職員数： 55,910人 （うち常勤： 51,033人） 失業給付受給者数:266.1万人(/月、2019年平均)	ジョブセンター・プラス数： 713 職員数： 31,000人 （うち常勤： 24859人） 失業給付受給者数:15.6万人(/月、2020年度平均)







※人口：約8,390万人（2022年）

※人口：約6,560万人（2022年）

※人口：約6,850万人（2022年）

# 諸外国の失業給付における自己都合離職の取扱い

- 保険は、偶発的なリスクが現実化した場合に給付するものであり、通常、自ら保険事故を起こした場合は支給対象外。
- 自己都合離職とは、自らの意思で保険事故たる「失業」を引き起こすもの。このため、諸外国の失業保険では、自己都合離職の場合に原則支給しない国（米・仏）、給付制限を設ける国（英・独・スウェーデン・デンマーク）が多い。

類型	国	自己都合離職における給付制限の取扱
自己都合離職の場合に、 <u>原則支給しない国</u>	 アメリカ	州ごとに異なるが、一般的には事業主都合で解雇された者が対象。 自発的離職者（※）は <u>支給対象とならない</u> 。 （※）セクハラや本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居は除く。
	 フランス	正当な理由なく自己都合退職した者は <u>原則支給対象とならない</u> 。 （※）ただし、近年、職業訓練を必要とするような転職計画や起業の計画を有する自主退職者であって、これまで5年以上勤続した者に支給対象拡大。
自己都合離職に <u>給付制限を設けている国</u>	 イギリス	自己都合離職の場合、 <u>最大26週間の給付制限</u> 。
	 ドイツ	自己都合離職の場合、 <u>原則12週間の給付制限</u> 。
	 スウェーデン	自己都合離職の場合、 <u>45日間の給付停止</u> 。
	 デンマーク	自己都合離職の場合、 <u>3週間の給付制限</u> 。

（資料出所）厚生労働省「2020年海外情勢報告」、『データブック国際労働比較2022』（労働政策研究・研修機構）、大来志郎「コロナ危機下におけるフランスの制度改革の行方～失業保険改革編・中～」(2021.12)、JILPT「ドイツ・フランス・イギリスの失業扶助制度に関する調査」(2010)、GOV.UK “Jobseeker’s Allowance(JSA)” ISSA (International Social Security Association)、欧州委員会 (European Commission) ウェブサイト

（注）上記資料をもとに作成しているが、最新の制度と異なる可能性がある。